

◇通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

- (1) 第2条の第2項中「法第4条第2号」を「規則第11条の2」に改めることとした。
 (2) この規則は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則

- (1) 大学院環境共生学研究科設置に伴う関係規定の整備
 ① 本学大学院の研究科として環境共生学研究科を追加することとした。(第4条関係)
 ② 環境共生学研究科長は、環境共生学部長をもって充てることとした。(第5条関係)
 ③ 環境共生学研究科の専攻、課程及び定員は次のとおりとする。こととした。(第6条関係)

専 攻	課 程	収容定員	入学定員
環境共生学専攻	修士課程	40人	20人

- ④ 環境共生学研究科において、大学設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条に定める教育方法の特例を実施することとした。(第25条の2関係)
 ⑤ 環境共生学研究科修士課程を修了した者が取得できる教育職員免許状の種類は、「中学校教諭専修免許状(理科)」及び「高等学校教諭専修免許状(理科)」とすることとした。(第35条関係)
 (2) 学校教育法第68条の2第2項による学位の授与(以下「学位の授与」という。)の新設に伴う関係規定の整備
 ① 本学大学院博士後期課程修了者以外の者で、本学大学院博士後期課程を修了し博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができることとした。(第34条関係)
 ② 学位を受けようとする者は、手数料及び本学大学院所定の書類を添えて申請しなければならないこととした。(第34条関係)
 ③ 学位の授与に係る手数料の額は、熊本県手数料条例(平成12年条例第9号)の定めるところによることとした。(第41条関係)
 (3) 施行日
 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- (1) 第5条第1項第3号中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改めることとした。
 (2) 施行日
 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- (1) 熊本県建築基準条例第1条の2の規定により、八代市の区域において県の条例の規定の全部を適用しない旨の規定を定めることとした。(第1条の2関係)
 (2) (1)に伴い関係規定を整理することとした。(第1条関係)
 (3) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◇熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

- (1) ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業の施設の構造設備の基準に関する規定を削ることとした。
 (2) 構造設備の基準の特例に関する規定を削ることとした。
 (3) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇理容師法施行細則の一部を改正する規則

- (1) 理容所以外の場所で業を行うことができる場合を定めた規定を削除することとした。
 (2) 熊本県理容師法施行条例第4条第2項の規定に基づく理容所以外の場所における業務申請書の様式を定めることとした。
 (3) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇美容師法施行細則の一部を改正する規則

- (1) 美容所以外の場所で業を行うことができる場合を定めた規定を削除することとした。
 (2) 熊本県美容師法施行条例第4条第2項の規定に基づく美容所以外の場所における業務承認申請書の様式を定めることとした。
 (3) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。